

農林水産業手数料	農業手数料	685	肥料対策手数料等	
	畜産業手数料	4,117	医薬品販売業許可等手数料	332
			家畜衛生手数料	3,771
			種雄畜検査等手数料 等	14
	農地手数料	30	証明事務手数料	
	林業手数料	7,482	狩猟手数料	
水産業手数料	8,679	漁業手数料		
商工手数料	商工業手数料	74,019	貸金業者登録手数料	7,350
			砂利採取業務主任者試験等手数料	161
			採石業務管理者試験等手数料	218
			火薬ガス等取締手数料	17,021
			電気工事士免状交付等手数料	4,083
			電気工事業登録等手数料	5,892
			計量検定等手数料	18,618
			中小企業技術センター手数料	19,452
			織物・機械金属振興センター手数料	1,182
			証明事務手数料	42
	観光手数料	1,401	通訳案内士登録等手数料	245
			旅行業登録等手数料	1,156
土木手数料	土木管理手数料	336,753	土地収用事業認定手数料	158
			砂利採取計画認可手数料	632
			岩石採取計画認可手数料	1,120
			建設業許可手数料	100,570
			建設工事紛争申請手数料	104
			浄化槽工事業登録手数料	158
			経営事項審査申請手数料	51,807
			解体工事登録手数料	646

		区分	20年度決算 (調定額・千円)	備考		
		土木管理手数料	336,752	建設業許可証明手数料 1,219 二級建築士免許申請手数料 8,226		
(土木手数料)		(土木管理手数料)		木造建築士免許申請手数料 4,446 建築士事務所登録手数料 7,815 宅地建物取引業者免許申請手数料 30,393 宅地建物取引主任者登録申請手数料 23,236 宅地建物取引主任者登録移転申請手数料 88 宅地建物取引主任者証交付申請手数料 13,401 不動産鑑定業者登録申請手数料 168 建築物確認申請手数料 21,001 完了検査申請手数料 23,965 中間検査申請手数料 13,785 建築物許可申請手数料 2,563 仮使用承認申請手数料 1,680 構造計算適合性判定手数料 4,625 開発許可申請手数料 22,612 建築等許可申請手数料 266 宅地造成事業許可申請手数料 930 地位承継の承認申請手数料 34 証明事務手数料 1,103		
				道路橋りょう手数料 239	特殊車両通行許可手数料	
				都市計画手数料 1,074	屋外広告業関係手数料等	
警察手数料	警察手数料				2,633,493	自動車運転試験等手数料 1,975,635 古物営業許可手数料 13,607 質屋営業許可手数料 78 道路一時使用許可手数料 79,555 火薬類取扱手数料 2,874 銃砲刀剣類所持許可手数料 14,306 風俗営業許可手数料 40,280 警備業認定手数料 15,576 パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給手数料 132,300 証明事務手数料 等 359,278

		区分	20年度決算 (収入済額・千円)	備考	
教育手数料	教育総務手数料		41,636	教育職員免許検定手数料 等	
	中学校手数料		1,258	入学考査料	
	高等学校手数料		108,087	入学料	67,291
				入学志願者学力検査手数料	35,156
				証明事務手数料	5,640
	文化財保護手数料		2,304	銃砲刀剣類登録使用料 等	
私学振興手数料		102	証明事務手数料		

使用料

		区分	20年度決算 (収入済額・千円)	備考
総務使用料	府民ホール使用料		60	
	文化芸術会館使用料		147	
	堂本印象美術館使用料		2	
	総合資料館使用料		7,160	
	植物園使用料		108,484	
	体育館使用料		42,017	
	庁舎等使用料		54,128	
民生使用料	総合社会福祉会館使用料		13,678	
	社会福祉使用料		48	
	児童福祉使用料		414	
衛生使用料	公衆衛生使用料		31,243	
	保健所使用料		5,200	
	環境対策使用料		1	
労働使用料	勤労者福祉会館使用料		1,777	
	高等技術専門校使用料		639	
農林水産業使用料	農業技術センター使用料 (農業研究所使用料)		108	
	茶業技術センター使用料 (茶業研究所使用料)		4	
	家畜保健衛生所使用料		5,922	
	畜産技術センター使用料		147	
	林業技術センター使用料 (林業試験場使用料)		25	
	水産技術センター使用料 (海洋センター使用料)		11,440	
	漁港使用料		2,618	
	農業振興使用料		197	
	林業総務使用料		14	
	水産事務所使用料		11	
	商工使用料	中小企業技術センター使用料		810
織物・機械金属振興センター使用料			36	
計量検定所使用料			4	
土木使用料	道路橋りょう使用料		365,805	
	河川海岸使用料		307,964	
	港湾使用料		77,580	港湾施設使用料
		港湾水面等占用料		11,833

	都市計画使用料	105	
	公園使用料	9,825	
	府営住宅使用料	3,503,963	府営住宅使用料 ※別途監査 3,306,665
			府営住宅敷地使用料(電柱敷地等) ※別途監査 5,642
			府営住宅敷地使用料(駐車場等) ※別途監査 191,656
警察使用料	警察使用料	21,074	
教育使用料	高等学校使用料	3,422,568	
	特別支援学校使用料	707	
	(婦人教育会館使用料)	6,203	※H21途中～施設廃止
	郷土資料館使用料	1,050	
	少年自然の家使用料	295	
	総合教育センター使用料	531	
	図書館使用料	209	
	埋蔵文化財事務所使用料	7	
(特別会計・収益事業会計)	競輪場使用料	343,775	
(特別会計・港湾事業会計)	港湾事業使用料	302,307	港湾施設使用料

3.2. 検討対象使用料・手数料

【表3.1.使用料・手数料一覧】に記載のとおり、京都府のほぼ全庁で使用料・手数料が取り扱われている。

検証対象とする使用料・手数料の選定に当たっては、監査人自身が過去に検討の対象とした部署を除き、金額的な重要性を加味し、過去の京都府包括外部監査で検討の対象としていない部署を優先して検証の対象とすることとした。

検討の結果、所管部局としては、健康福祉部・文化環境部・警察本部・農林水産部・建設交通部を対象とし、以下に記載の各使用料・手数料項目を検証の対象とすることとした。

【表3.2.ヒアリング対象使用料・手数料一覧】

(単位：千円)

大分類(目)	中分類(節)	小分類(細節):ヒアリング対象単位	⑱決算調定額	⑲決算調定額	⑳決算調定額	所管部局
衛生手数料	環境衛生手数料	食品衛生手数料	61,136	69,761	79,482	健康福祉部
		と畜検査手数料	623	542	548	
		動物管理手数料	8,838	2,911	1,182	
		環境衛生手数料		4,781	4,423	
		産業廃棄物処理業許可等手数料	66,017	62,813	62,636	文化環境部
		浄化槽保守点検業者等登録手数料	3,011	550	670	
	使用済自動車解体業許可等手数料	213	2,020	1,115		
	環境対策手数料	フロン類回収業者等登録手数料	1,394	2,308	490	
		公害紛争処理手数料	0	8	7	
	警察手数料	警察手数料	自動車運転試験等手数料	2,201,891	2,122,925	1,975,635
道路一時使用許可手数料			81,883	85,971	79,556	
パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給手数料			140,111	138,918	132,301	
農林水産業使用料	漁港使用料	漁港施設使用料	2,681	2,610	2,619	農林水産部
土木使用料	港湾使用料	港湾施設使用料	71,839	69,495	65,746	建設交通部
		港湾水面等占用料	11,627	11,757	11,833	
(特別会計)港湾事業使用料	港湾事業使用料	港湾施設使用料	273,226	301,301	302,307	

第3 使用料・手数料共通事項

1 使用料・手数料の見直し状況について

1.1. 監査の視点

使用料・手数料は、国の標準額として政令で定められているものを除き、京都府独自で設定されるものである。その設定された使用料・手数料についても、社会経済情勢の変化に応じ、定期的に見直しが行われる必要があると料する。

そこで、使用料・手数料の料率が定期的に見直される体制となっているか、実際に必要な見直しが行われているかどうかについて検討を行った。

1.2.見直し状況の現状

京都府における使用料・手数料の見直し状況としては、昭和59年に一斉見直しを実施し、見直しが必要と判断された45件について条例改正がなされている。その後、一斉見直しが平成4年の消費税導入を契機として実施され、経済変動をも加味して42件の条例改正が行われた。

さらに、平成8年度の消費税率改正により、税率改正を反映した一部見直しが行われ、平成11年度には地方分権一括法に伴う改定（機関委任事務の廃止等に伴い、政令等で定められていた手数料を一括条例化）が行われた。この平成11年度の改定は、大半が政令で示された額の改定等を反映させたものであり、使用料・国から標準額が示されなかった手数料については、基本的に据え置きされた。

上記以後の使用料・手数料の改定は、新規案件発生に伴う個別の改定に留まっているのが現状である。

1.3.監査の結果

使用料・手数料の料率については、社会経済情勢の変化や、他自治体や民間事例に照らして定期的に検証し、結果に応じて適正な受益者負担の水準に是正すべきであるが、上述のように京都府においては平成4年の消費税導入時の一斉見直し以降、なされていないのが現状である。

実際に、ヒアリングの対象とした所管部局においても、全ての使用料・手数料料率について、定期的な見直しを検討している部局はなかった。

見直しを検討した結果「改定の必要がなかった」というのであれば問題ないが、検討すら行われていないということは、現在の料率が適正な水準にあるか否かすら不明な状況にあると言える。更に、見直し期間が空きすぎてしまったためか、料率算定根拠資料が不明である、という部署もあった。これでは、次に見直す際に一からすべての資料を収集、作成し直さなくてはならず、業務の引き継ぎについても改善が必要である。

今後は、定期的（3～5年程度毎）に一斉見直し、使用料・手数料料率の水準の妥当性を検証するとともに、計算根拠等の引き継ぎ体制の構築が望まれる。

2 収入証紙制度について

2.1.監査の視点

少額で頻繁に生ずる歳入金について、現金による収納方法の例外として認められている証紙制度が、京都府にとって効率的な事務と言えるのか、本当に府民の利便性の向上に繋がっているのか否かについて、制度の趣旨・実際の運用状況・府庁内での今後の方向性の検討状況等を徴取し、検討を行った。

2.2.証紙制度の概要

2.2.1.根拠法令

地方自治法第231条の2では「普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。」と規定し、少額で頻繁に生じる歳入金について、法律上の現金による収納方法の例外として、徴収及び収納事務の簡素化と歳入の確保を図るための証紙制度が認められている。それを受けて京都府では、京都府証紙条例及び京都府証紙規則を制定し、証紙制度を採用している。

2.2.2.対象

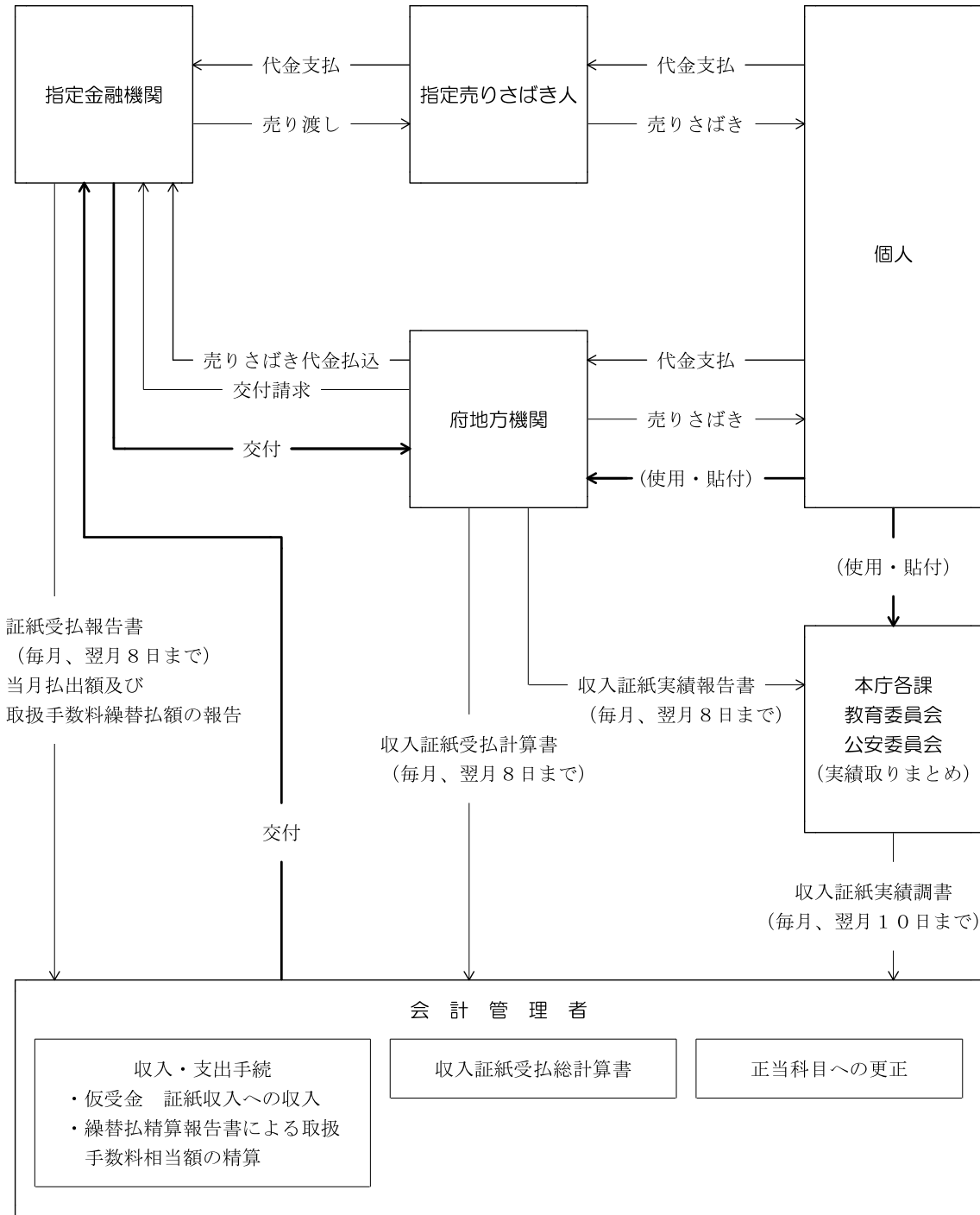
京都府証紙条例第2条で「証紙により収入する使用料及び手数料については、規則で定める。」と規定し、京都府証紙規則第2条で「条例第2条の規定による証紙収入により徴収する使用料及び手数料は、別表第1に掲げる使用料及び法令により徴収する手数料とする。」とし、証紙により徴収できる対象を規定している。具体的には、府税、証紙規則別表第1に掲げる使用料（京都府都市公園条例、自然公園条例に基づく使用料）並びに、法令により徴収する手数料、である。

ここで、法令により徴収する手数料については、京都府手数料徴収条例等により詳細に定められている。

2.2.3. 収入証紙取扱事務

収入証紙取扱事務フローは、以下のとおりである。

収入証紙取扱事務フロー



2.3. 宇治総合庁舎

2.3.1. 証紙売り払い現場状況の確認

証紙の管理状況が適正になされていることを確認するため、代表的な地方機関として宇治総合庁舎の山城広域振興局企画総務部総務室へ赴き、現地調査を行った。また、後述の中丹東保健所の現地調査においても証紙の管理状況の確認を行っている。

平成21年度における宇治総合庁舎収入証紙取扱業務は、以下のとおりである。

【表2.3.1.平成21年度 宇治総合庁舎収入証紙取扱業務一覧】

科 目		担当室	
総務手数料			
・総務管理手数料	その他証明手数料	企画振興室	
・納税証明手数料	奥書証明	税務室	
	納税証明		
衛生手数料			
・母体保護手数料	受胎調節実地指導員指定証等交付手数料	企画(医療高齢)	
・食品衛生手数料	飲食店営業許可申請手数料	衛生(食品)	
	喫茶店営業許可申請手数料		
	菓子製造業許可申請手数料		
	アイスクリーム類製造業許可申請手数料		
	乳処理業許可申請手数料		
	乳製品製造業許可申請手数料		
	乳類販売業許可申請手数料		
	食肉処理業許可申請手数料		
	食肉販売業許可申請手数料		
	食肉製品製造業許可申請手数料		
	魚介類販売業許可申請手数料		
	魚肉練り製品製造業許可申請手数料		
	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料		
	清涼飲料水製造業許可申請手数料		
	食用油脂製造業許可申請手数料		
	みそ製造業許可申請手数料		
	ソース類製造業許可申請手数料		
	酒類製造業許可申請手数料		
	豆腐製造業許可申請手数料		
	納豆製造業許可申請手数料		
	めん類製造業許可申請手数料		
	そうざい製造業許可申請手数料		
	かん詰又はびん詰食品製造業許可申請手数料		
	添加物製造業許可申請手数料		
	・食品行商登録票等交付手数料		登録票
			記章
	・ふぐ取扱業認証申請等手数料		認証申請手数料
認証書書換え交付手数料			
・環境衛生手数料	理美容所、クリーニング検査手数料	衛生(薬事)	
	旅館業許可申請手数料		
	浴場業許可申請手数料		
・食鳥検査手数料	食鳥処理事業許可申請手数料	衛生(食品)	
	確認規程認定申請手数料		
・動物取扱業登録手数料	動物取扱業登録申請手数料／新規・更新		
	動物取扱業登録申請手数料／同時に同一場所他		
	動物取扱業登録証再交付手数料		
・動物飼養施設許可手数料			
・その他証明事務手数料		衛生	
・保健所手数料	文書手数料	企画(総務企画)	
	その他証明事務手数料	保健・福祉等	
・医療手数料	診療所開設許可手数料	企画(医療高 齢)	
	病院検査手数料		
	その他証明事務手数料		

・薬務手数料	薬局開設許可申請手数料	衛生(薬事)
	一般販売業許可申請手数料	
	卸売一般販売業許可申請手数料	
	卸売一般販売業許可証書換手数料	
	管理医療機器販売・賃貸業届出済証明	
	高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料	
	高度管理医療機器等販売業等書換手数料	
薬局製剤製造業許可申請手数料		
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請手		
・毒物劇物手数料	毒物劇物製造業その他登録手数料	
	毒物劇物販売業登録手数料	
	毒物劇物販売業登録票書換手数料	
・麻薬小売業者手数料	麻薬小売業者手数料	
・温泉手数料	温泉利用許可手数料	
・衛生検査所登録手数料	衛生検査所登録手数料	
・産廃関係手数料	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	環境室
	産業廃棄物処分業許可申請手数料	
	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	
	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	
	廃棄物再生事業者登録申請手数料	
	その他証明事務手数料	
・自動車関係手数料	自動車リサイクル引取業登録申請手数料	
	自動車リサイクルフロン回収業登録申請手数料	
	自動車リサイクル解体業許可申請手数料	
	自動車リサイクル破碎業許可申請手数料	
	その他証明事務手数料	
・浄化槽関係手数料	浄化槽保守点検業者登録申請手数料	
	その他証明事務手数料	
・土砂条例関係手数料	土地の埋立て等許可申請手数料	
・フロン関係手数料	フロン回収業等登録手数料	
	その他証明事務手数料	
商工手数料		
・火薬類販売営業許可申請手数料	競技用紙雷のみに係るもの	商工労働観光 室
・火薬類譲受許可申請手数料	その他の場合	
・煙火消費許可申請手数料		
・貸金業者登録申請手数料		
農林水産手数料		
・狩猟免許申請手数料	(法第 49 条各号に掲げる者)	森づくり推進 室
	(その他の者)	
・狩猟免許更新申請手数料		
・狩猟者登録手数料		
狩猟税		
・狩猟税	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 1 号：第 1 種猟銃)	
	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 2 号：第 1 種猟銃)	
	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 3 号：網猟)	
	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 4 号：網猟)	
	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 3 号：わな猟)	
	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 4 号：わな猟)	
	(条例第 118 条の 2 第 1 項第 5 号：第 2 種猟銃)	

上表に記載のとおり、宇治総合庁舎においては、多数の手数料の取り扱いを行っている。

府民が宇治総合庁舎において手数料が必要な何らかの申請を行う場合、「担当室に赴き申請書類等の査閲を受け、必要な金額の収入証紙を総務室で購入・申請書類に貼付し、再び担当室に赴いて提出する」というのが一般的な流れであ

る。もちろん、申請書類等に間違いがないとの確信があるのであれば、最初から収入証紙を貼付していくことには、何ら問題はない（ただし、申請書等受付時に添付収入証紙金額等が多すぎる場合等が発見された場合には、返金には別途手続が必要となる）。

【写真2.3.1-1. 宇治総合庁舎】



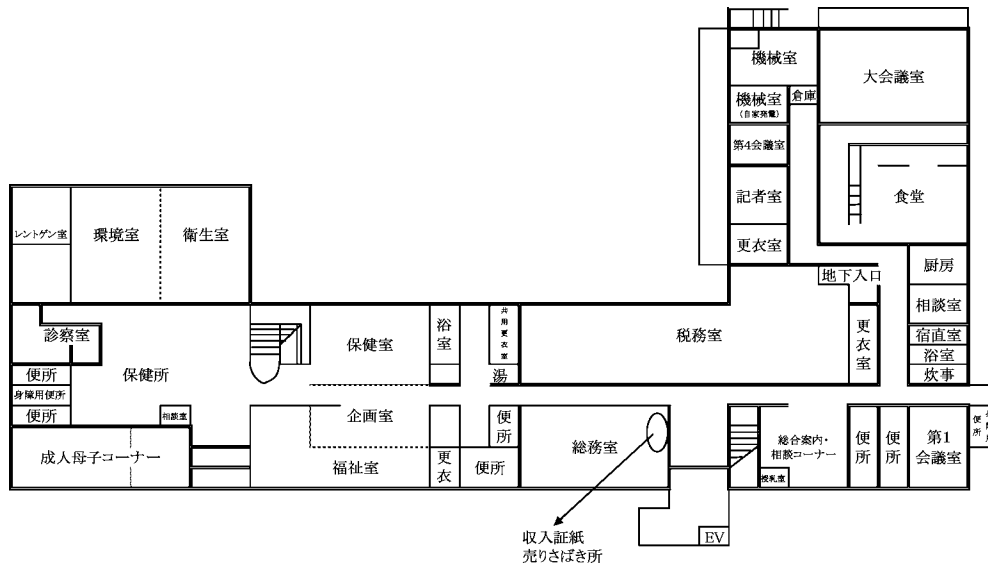
【写真2.3.1-1. 宇治総合庁舎内収入証紙販売窓口】



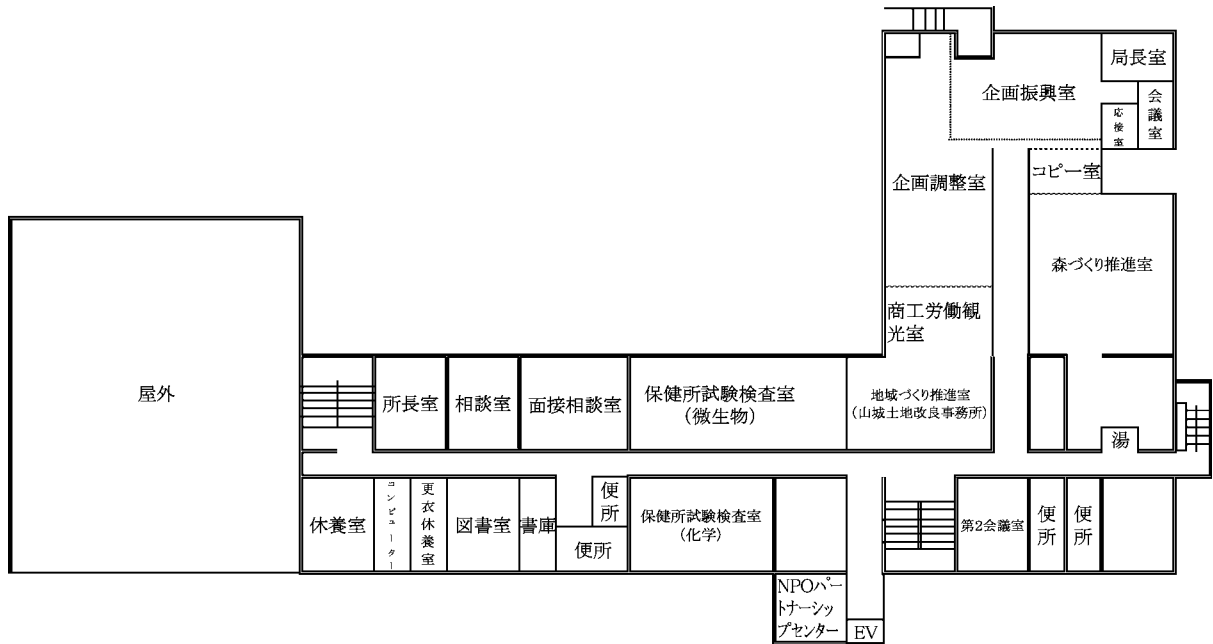
宇治総合庁舎の平面図は、以下のとおりである。

【図2.3.1. 宇治総合庁舎平面図】

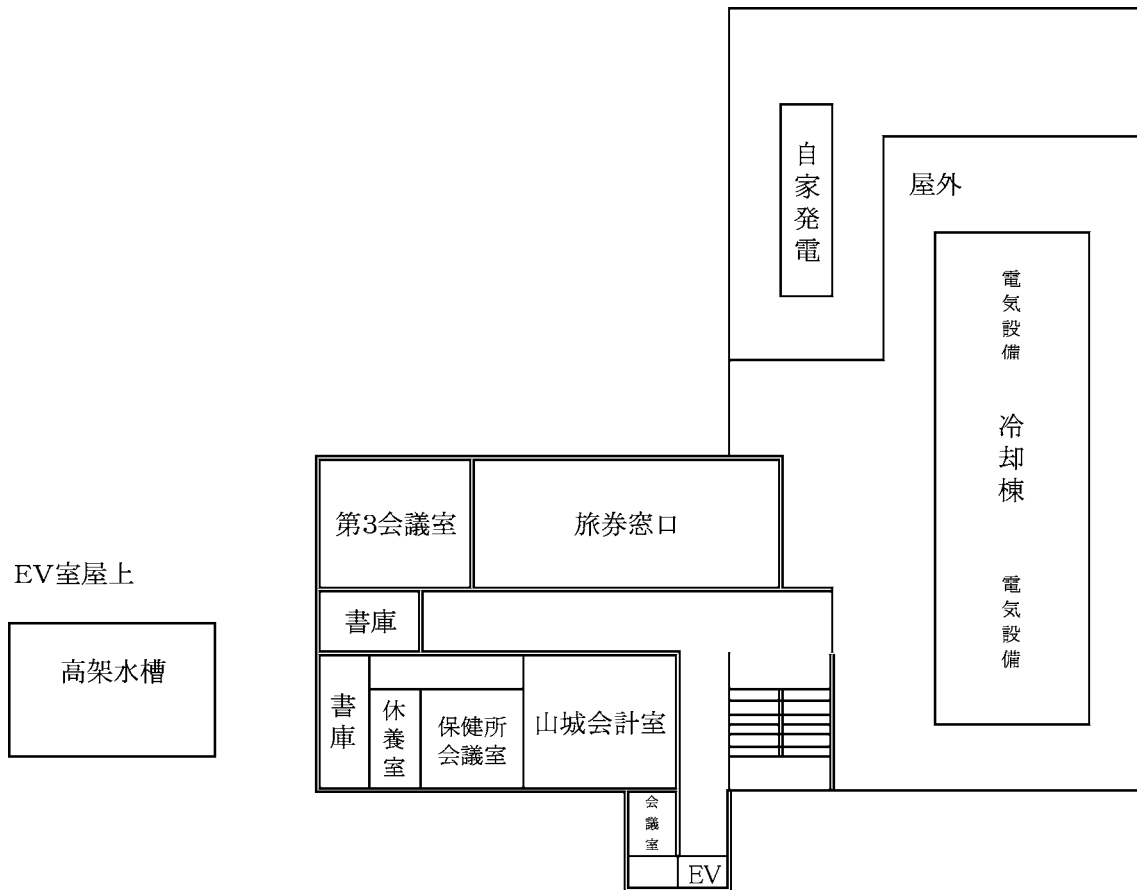
1階



2階



3階



上図で明らかなように、府民が何らかの申請を行う場合には、各担当室と1階入口近くにある収入証紙売りさばき所を往復する必要がある。

2.3.2. 収入証紙の管理状況

宇治総合庁舎山城広域振興局企画総務部総務室における収入証紙の管理の現状は、以下のとおりである。

収入証紙売り払い業務

1. 売り払い業務

① 始業時の点検

- ・ 金庫から現金(釣銭 5 万円+時間外現金)及び収入証紙を出し、レジスター及び証紙箱等にセットする。
- ・ 現金が金種表のとおりあるか、収入証紙の現物と日計表が合っているかを確認する。

② 売り払い

- ・ お客様の求めに応じ、収入証紙を売り払い、日計表に記録する。
- ・ お客様には収入証紙とレジスターで打ち出した領収書を渡す。必要に応じ釣り銭も渡す。
- ・ 随時、収入証紙の枚数と現金の額を照合する。

③ 売り払い代金の払い込み

- ・ 現金を金種表に記入し、日計表に証紙売り払いの集計を行い、合っているか確認する。合っておれば、レジスターで合計(原則として前日午後 3 時~当日午後 3 時)を打ち出す。(証紙毎の売り払い枚数、金額等が打ち出される。)
- ・ 収納済通知書及び収納金払込書に日付、金額等を記入する。
- ・ 払込金、収納済通知書、収納金払込書及び取次帳をトレイに入れておき、金融機関の方が来られたら渡す。なお、レジスター内の釣銭が 5 万円あるか確認する。
- ・ 収入証紙受払簿(パソコンの室ユーザーデスクトップにある)に払出枚数を入力、収入証紙受払伝票を印刷して押印する。受払伝票の裏に収納済通知書控をはる。
- ・ パソコンの収入証紙受払簿と日計表の残枚数があっているか、読み合わせをする。
- ・ 前日の収納金払込書を銀行員から受け取り、受払伝票に貼り、割印する(収納金払込書の 1 枚目に銀行の領収印が押印されて、翌日に帰ってくる)。
- ・ 受払伝票を収入証紙担当者に渡す。

④ 終業時の点検

- ・ 現金を金種表に記入し、日計表に午後 3 時以降の証紙売り払いの小集計を行い、合っているか確認する。(午後 3 時以降の売り上げ金額が発生した場合は、時間外処理を行う。→①収納現金保管簿への記帳、決裁 ②レジスターの合計打ち出し ③収納済通知書作成 ④収入証紙受払簿に時間外分として入力し、収入証紙受払伝票作成)
- ・ 証紙と現金を金庫に入れて片付ける。
- ・ 翌日の日計表に午後 3 時以降の売り払い枚数を記入するなどをして準備する。

2. 受け入れ業務

証紙の残高と売り払い見込みを勘案して、金融機関に証紙の交付を請求する。

- ・ 収入証紙請求書、収入証紙領収書、収入証紙交付書を作成し、金融機関に提出する。
- ・ 証紙と交付書を金融機関から受け取る。
- ・ 収入証紙受払簿に受入枚数を入力し、証紙を金庫に保管する。

3. 月例点検

所属長による月例点検を月 1 回実施し、総務室長と出納員が証紙現物と収入証紙受払簿の突き合わせ、釣り銭現金の確認を行っている。

2.4. 収入証紙管理状況の監査結果

上記売りさばき業務内容についてヒアリングを実施し内容を検討した結果、内部統制の見地から、特に問題となる事項はなかった。

また、任意の1日について、金種表・日計表・レジスターからの合計表アウトプット・収納金払込書・受取書等の照合を行い、また、現場往査時の収入証紙現物及び総務室保管現金の実査を行った結果、各帳票類記載金額は整合しており、収入証紙現物保管残高は受払簿と一致しており、収入証紙管理状況に特に問題となる事項はなかった。なお、中丹東保健所の現地調査においても、収入証紙の管理状況に問題となる事項は発見されていない。

2.5. 収入証紙制度のあり方について

2.5.1. 収入証紙の売りさばき機関（人）

「2.2.3. 収入証紙取扱事務」で記載のとおり、収入証紙を購入しようとする府民は 規則で定める府の機関（広域振興局、府税事務所、高校、警察署等）又は 知事の指定する民間売りさばき機関（人）のどちらかから購入することとなる。

なお、現状の収入証紙の購入可能な民間売りさばき機関（人）は、財団法人京都府交通安全協会や自動車教習所等府内約50ヶ所であり、京都府の機関を含めても約160ヶ所である。

収入証紙の購入場所が約160ヶ所である状況が府民の利便性の観点から充分であるかどうかは不明であるが、現状、府民等からの意見や苦情が多いという状況になく、また、費用対効果の観点からも、早急に民間売りさばき機関（人）を拡大しなければならない状況にはない。

2.5.2. 証紙制度の見直し検討状況

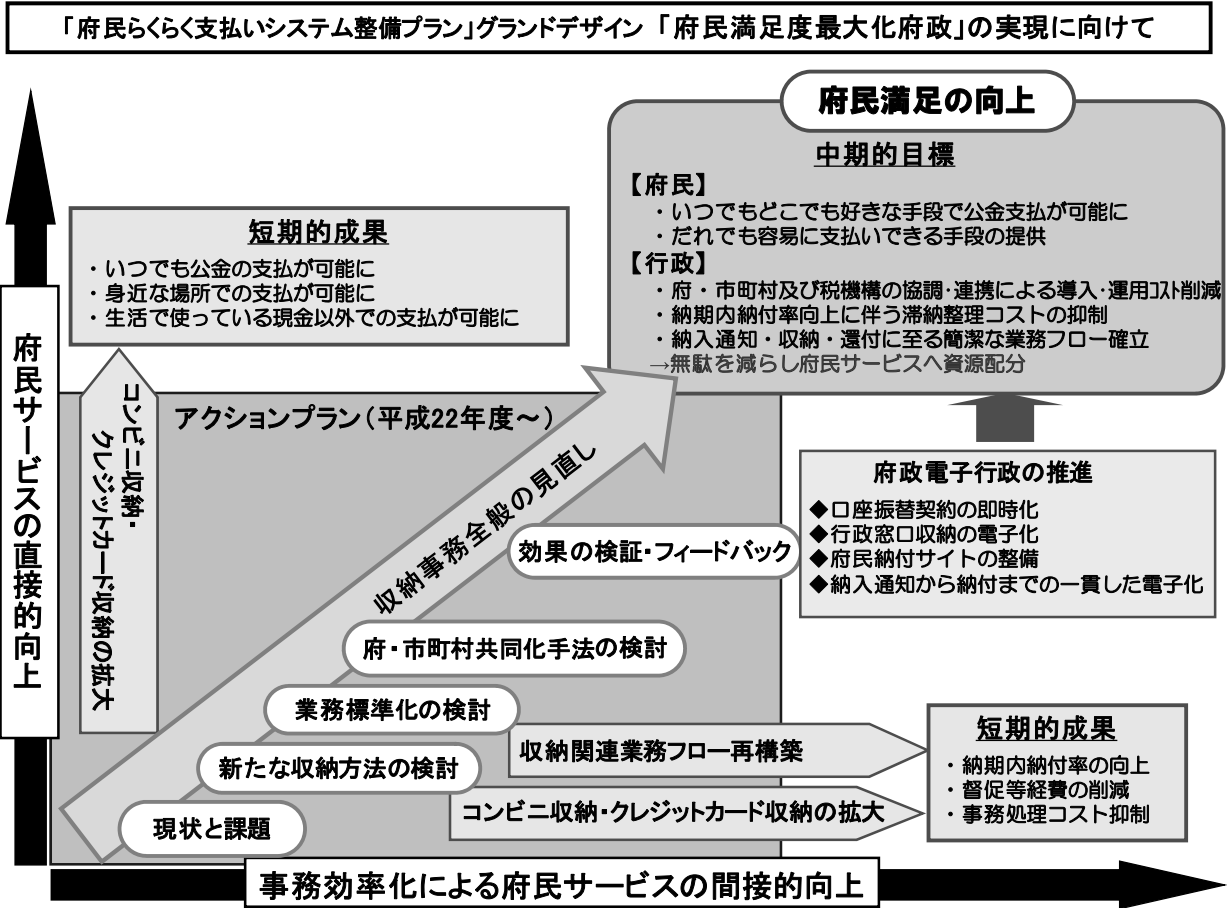
平成22年4月1日より、東京都と京都市が収入証紙制度を廃止した。このような動きに対し、京都府においても費用対効果等を踏まえた収入証紙制度のあり方の検討が行われている。

東京都の収入証紙制度の廃止は、これまで各所属が収入証紙の販売と現金の取扱いの両方を行っていたため、事務の軽減という観点からの決定である。京都府においては、現金取扱に係る人件費等が現行の費用を上回ること、現金の取扱が増加することによる事故等の発生が予想されること、を理由として「収入証紙制度を継続する。」との結論となった。しかし、次項のようなシステムも検討の俎上にあがっている。

2.5.3. 府民らくらく支払いシステム整備プラン

京都府は、府民の収納の利便性向上や効率性、安全性等を考慮して、次のような仕組みを考え、研究している。政策企画部業務推進課で「府民らくらく支払いシステム整備プラン」検討委員会を立ち上げ、新たな公金収納手法の検討が開始されている。「府民らくらく支払いシステム整備プラン」のグランドデザインは、以下のとおりである。

【図2.5.3. グランドデザイン】



現時点では、検討委員会において「府民らくらく支払いシステム整備プラン」が公表され、平成23年度においては、地方自治法の対象の枠内で、コンビニ収納の対象の拡大に取り組みられるよう提言されている。

2.5.4. 収入証紙制度への提言

平成21年度における収入証紙による使用料・手数料の納入実績は、以下のとおりである。

【表2.5.4-1. 収入証紙による使用料・手数料一覧】

(単位：円)

課所名	細節名称	21年度末実績
都市計画課	嵐山公園等都市公園使用料	2,445,770
自然環境保全課	自然公園使用料	17,100
国際課	旅券手数料	188,007,300
文化環境総務課	証明事務手数料	13,600
男女共同参画課	証明事務手数料	1,200
財政課	証明事務手数料	800
自治振興課	証明事務手数料	154,140
税務課	証明事務手数料	8,754,000
消防安全課	危険物取扱者免状交付等手数料	10,098,500
消防安全課	危険物取扱者保安講習手数料	9,926,400
消防安全課	消防設備士免状交付等手数料	1,199,200
消防安全課	消防設備士義務講習手数料	6,370,000
高齢者支援課	介護支援専門員証交付手数料	3,096,000
障害者支援課	証明事務手数料	0
福祉・援護課	証明事務手数料	4,800

こども未来課	保育士登録手数料	5,200
障害者支援課	証明事務手数料	0
健康対策課	栄養士免許手数料	2,322,800
障害者支援課	精神保健福祉総合センター文書手数料	18,000
健康福祉総務課	保健環境研究所検査手数料	330,000
こども未来課	母体保護手数料	40,000
健康対策課	証明事務手数料	2,800
生活衛生課	食品衛生手数料	84,435,600
生活衛生課	と畜検査手数料	598,100
生活衛生課	動物管理手数料	1,127,700
生活衛生課	環境衛生手数料	4,788,100
循環型社会推進課	産業廃棄物処理業許可等手数料	68,607,000
水環境対策課	産業廃棄物処理業許可等手数料	2,643,000
循環型社会推進課	使用済自動車解体業許可等手数料	6,437,000
生活衛生課	証明事務手数料	72,400
循環型社会推進課	土地の埋立て等許可等手数料	982,000
健康福祉総務課	文書手数料	363,700
健康福祉総務課	証明事務手数料	118,400
医療課	医務手数料	4,145,000
介護・福祉事業課	医務手数料	288,000
医療課	保健師等業務手数料	3,273,100
薬務課	薬事手数料	72,818,800
医療課	証明事務手数料	43,200
環境管理課	公害紛争処理手数料	15,200
環境管理課	フロン類回収業者等登録手数料	398,800
産業労働総務課	職業訓練指導員試験等手数料	434,200
産業労働総務課	入校選考料及び入校料	587,400
研究普及ブランド課	肥料対策手数料	455,200
食の安心・安全推進課	肥料対策手数料	14,200
担い手支援課	入学考査料及び入学料	63,800
畜産課	医薬品販売業許可等手数料	849,200
畜産課	家畜衛生手数料	4,084,220
畜産課	家畜人工授精及び種付け手数料	21,400
担い手支援課	証明事務手数料	30,800
林務課	狩猟手数料	12,748,300
水産課	漁業手数料	3,565,120
産業労働総務課	砂利採取業務主任者試験等手数料	96,600
産業労働総務課	採石業務管理者試験等手数料	170,000
産業労働総務課	貸金業者登録手数料	3,604,400
消防安全課	火薬ガス等取締手数料	9,730,350
消防安全課	電気工事士免状交付等手数料	6,543,700
消防安全課	電気工事業登録等手数料	5,978,440
産業労働総務課	計量検定等手数料	15,530,770
産業労働総務課	中小企業技術センター手数料	20,071,900
産業労働総務課	織物・機械金属振興センター手数料	1,391,200
産業労働総務課	証明手数料	18,800
産業労働総務課	通訳案内士登録等手数料	245,400
産業労働総務課	旅行業登録等手数料	973,000
監理課	土木総務手数料	170,000
用地課	土木総務手数料	1,340,000
砂防課	土木総務手数料	1,257,000
住宅課	土木総務手数料	4,800
指導検査課	建設業関係手数料	173,590,400
建築指導課	建築手数料	142,243,000

住宅課	建築手数料	8,149,000
建築指導課	開発関係手数料	17,184,730
水環境対策課	その他証明手数料	5,200
道路計画課	特殊車両通行許可手数料	540,000
都市計画課	屋外広告業関係手数料	724,800
河川課	河川砂利採取許可手数料	37,700
警察会計課	自動車運転試験等手数料	2,150,294,750
警察会計課	古物営業許可手数料	11,482,700
警察会計課	質屋営業許可手数料	130,800
警察会計課	道路一時使用許可手数料	77,012,300
警察会計課	火薬類取扱手数料	3,225,100
警察会計課	銃砲刀剣類所持許可手数料	11,260,750
警察会計課	風俗営業許可手数料	37,345,600
警察会計課	警備業認定手数料	16,065,800
警察会計課	証明事務手数料	253,900
警察会計課	核燃料物質等運搬証明手数料	463,800
警察会計課	自動車保管場所証明手数料	276,566,000
警察会計課	自動車保管場所標章交付手数料	76,853,000
警察会計課	自動車運転代行業手数料	59,200
学校教育課	教育職員免許検定手数料	44,775,690
教職員課	教職員履歴証明手数料	40,000
福利課	証明事務手数料	3,200
管理課	証明事務手数料	107,738,680
文化財保護課	銃砲刀剣類登録手数料	2,294,200
文教課	証明事務手数料	73,200
医療課	看護学校収益	225,000
合 計		3,732,581,410

また、収入証紙制度を維持するために掛かったコストの平成21年度の実績は、以下のとおりである。

【表2.5.4-2.収入証紙関連コスト集計】

(単位：千円)

項 目	金 額	内 容
印刷費	11,206	証紙の印刷費
手数料1	77,849	指定民間売りさばき機関(人)への手数料
手数料2	4,428	金融機関への手数料
合 計	93,483	

収入証紙による使用料・手数料の納入は、【表2.5.4-1.収入証紙による使用料・手数料一覧】に記載のとおり、多岐に亘っている。これらの項目が収入証紙を利用する以外に納入方法がなかったのか、収入証紙を利用することで府民にとって利便性向上に繋がっているのか否かについて、検討を加えてみた。

監査人が直接ヒアリングないし現地往査を実施した部局において、申請者のほとんどが申請現場の証紙販売窓口で収入証紙を購入し申請書等に添付していたことから、収入証紙でなくても領収印等で充分に対応可能であったように思われた。特に、後述する運転免許試験場の手数料収納業務においては顕著であった。運転免許試験手数料は、収入証紙により徴収することとされており、府民の多くは、運転免許試験場において、収入証紙売りさばき人である京都府交通安全協会から収入証紙を購入している。京都府としては、京都府交通安全協会による収入証紙購入以降は、金銭に伴うリスクが発生しないため、収入証紙方式以外は考えにくい状況である。領収印等での対応を行ったとしても、府民にとって利便性の向上には直接結びつかないかもしれないが、少なくとも利便性を後退させるものではないと考え、監査人としては、考えられる様々な代替的手法を提案したものの、ことごとく、障壁があった。

京都府交通安全協会に手数料収納業務を委託することは手続上、困難を伴う。

更に、金融機関窓口を運転免許試験場に設置することも、金融機関が免許申請手続受付を代行しない限り、利用者にとって二度手間になる。

等々である。

しかし、今回の包括外部監査では、多くの自治体で採用されているだけあって、収入証紙制度は大変良くできた制度だと知るに至った。具体的には、現在の収入証紙制度で扱われる（不特定多数たる）府民からの申請行為は、事前に申請内容を把握することができないために納付書等をあらかじめ用意することができなく、また、個人毎の債権データを構築しなければ事前の口座振込についても、どの申請に対する振込なのかについて確定できない。したがって、多くの私立学校で採用されているような高等学校の入学試験手数料の金融機関への振込金受取書での代用などは自治体では採用し難い方法であるが、証紙制度を採用していれば入金に関する確認の必要がないところなどが優れている。

また、証紙に替えて領収印等での代用することについても、現状では、全ての申請者が証紙を購入した当日にその場で申請を行うとは限らないことから、領収印の偽造等の問題もあり、直ぐに実行できるものではない。

監査人としては、多少のリスクを取ってでも改革を進めることは価値があると考えため、可能などころから証紙制度に替わる取組を始めることが望まれるが、不特定多数の申請者・領収印等の偽造問題・費用対効果等、クリアすべき問題が多数存在するのも事実である。

今後は、IT技術の進歩等による偽造問題や費用問題の解決、上述の「府民らくらく支払いシステム整備プラン」検討委員会等での更なる議論により、少しずつでも府民の利便性が向上していくことに期待したい。

第4 警察本部関係

1 手数料・使用料の概要

京都府警察本部が取り扱う使用料・手数料は、警察の土地使用料等を除くほか、ほとんどが手数料であり、以下のとおり、104種類ある。このうち「標準事務にかかる手数料（94種類）」は全国標準額があるもの、「標準事務以外の事務にかかる手数料（10種類）」は都道府県ごとに金額を定めるものである。手数料の徴収方法は、証紙による納入が殆どである。

【表 1 京都府警察手数料徴収条例一覧】

標準事務に係る事務（94種類）

内 容	主な手数料の種類
1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)に基づく風俗営業の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの(17種類)	・風俗営業許可申請手数料(パチンコ屋等) ・風俗営業相続承認申請手数料 ・遊技機変更承認申請手数料 等
2 古物営業法(昭和24年法律第 108号)に基づく古物営業の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの(4種類)	・古物営業許可申請手数料 ・古物営業許可証書換手数料 等
3 火薬類取締法(昭和25年法律第 149号)に基づく猟銃用火薬類等の譲渡しの許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの (4種類)	・猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料 ・火薬類運搬証明書交付手数料 等
4 質屋営業法(昭和25年法律第 158号)に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの(5種類)	・質屋営業許可申請手数料 ・質屋営業所移転許可申請手数料 等
5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第 166号) に基づく核燃料物質等運搬証明書の交付等の事務で規則で定めるもの(3種類)	・核燃料物質等運搬証明書交付手数料 ・核燃料物質等運搬証明書書換手数料 等
6 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの(15種類)	・新規所持許可申請手数料 ・経験者講習会受講手数料 ・技能検定手数料 等
7 道路交通法に基づく運転免許試験の実施等の事務で規則で定めるもの(24種類)	・運転免許試験手数料 ・講習手数料 (更新時講習、高齢者講習等) 等
8 警備業法 (昭和47年法律第 117号) に基づく警備業の認定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの(17種類)	・警備員検定手数料 ・機械警備業務管理者講習手数料 等
9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) に基づく自動車運転代行業の認定等の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの(3種類)	・自動車運転代行業認定申請手数料 ・自動車運転代行業認定証再交付手数料 ・自動車運転代行業認定証書換手数料
10 探偵業の業務の適正化に関する法律 (平成18年法律第60号) に基づく探偵業の届出があったことを証する書面の交付等の事務で規則で定めるもの(2種類)	・探偵業届出証明書交付手数料 ・探偵業届出証明書再交付手数料

標準事務以外の事務（10種類）

内 容	主な手数料の種類
1 道路交通法に基づく道路使用の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの (5種類)	・道路使用許可申請手数料 ・特定任意講習手数料 等
2 自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第 145号) に基づく自動車の保管場所の審査等の事務で規則で定めるもの (3種類)	・自動車保管場所証明手数料 ・自動車保管場所標章交付手数料 ・自動車保管場所標章再交付手数料
3 道路交通法に規定するパーキングメーターの作動等の事務で規則で定めるもの(2種)	・パーキングメーター作動手数料 ・パーキングチケット発給手数料
4 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条の規定による審査の実施(0)	

2 監査の視点

警察関連手数料は、前述した「使用料・手数料一覧」のとおり、平成20年度決算で26億3,349万円にのぼり、京都府の手数料全体の71%を占める。特にその中でも道路交通法に規定する自動車運転免許試験関連の手数料の割合が高く（75%）、次いでパーキングメーター・パーキングチケット関係の手数料（5%）、道路一時使用許可手数料（3%）と続く。そこで、この3種を中心に監査を実施した（上述の【表1 京都府警察手数料徴収条例一覧】で、下線を引いて太字で表示した部分）。

監査の視点としては、手数料を効率よく収受するのに適切なコストを見込んでいるかどうか、京都府独自に手数料を設定できるものがあるので（道路一時使用許可申請やパーキングメーター・パーキングチケット関係の手数料）その設定が適切かどうか、という点に重きを置いて監査を実施した。

3 運転免許試験等関係

3.1. 手数料の種類と特徴

後掲の【附表1 自動車運転免許試験等手数料 概要調書】のとおり、道路交通法に基づく自動車運転免許試験等の手数料の種類は、駐車監視員資格者に関するもの、運転免許の試験・免許証交付に関するもの、教習指導員資格者に関するもの、講習に関するものなど多岐に亘り、その総額は平成21年度決算額で21億5,029万円である。

その中では、運転免許証の更新にかかる手数料が8億6,622万円と最も多く、次いで講習にかかる手数料が8億4,854万円、運転免許の試験にかかる手数料が2億1,759万円、運転免許の交付にかかる手数料が1億7,839万円となっている。相当多額の手数料収入があるが、これは府内の免許保有人口の増大と関連している。京都府内の自動車運転免許保有者数は増加の一途をたどり、平成21年12月31日現在で158万6,552人となった。これに伴い運転免許の試験、交付、更新、講習に関する申請件数も膨大で、これに対応する事務も繁忙となっている。

収入が多額である反面、このような大量の事務処理に要する経費も相当多額となるわけであるから、事務処理をできるだけ効率的に行う手法を見いだすことが必要であり、それにより京都府の支出を大きく抑制できるのではないかと考えられる。

なお、平成22年1月より、IC運転免許証が導入された。これは免許証内にICチップを埋め込み、本籍地・国籍の記載をなくし、ICチップ内の情報の読み取りには暗証番号を必要とするものである。このため、IC免許証の交付・再交付・更新の手数料は、従来より450円多く、加算されている。

3.2. 京都府自動車運転免許試験場の沿革・概要

3.2.1. 沿革

運転免許の試験、交付、更新、講習の手続きの大半は、京都市伏見区羽束師にある京都府自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）において行われる。府内で年間に免許関係手続きを行う約25万3,000人のうち6割が試験場を訪れる。そのうち78%が免許更新手続きを申請する。なお、京都府北部や南部においては、当地の自動車学校や警察署で、一部の運転免許試験や更新手続、講習を実施している。

試験場の沿革は次表のとおりであり、昭和44年に現在の地に整備・移転された。府内の免許人口は増加の一途を辿り、試験場も昭和56年に別館（1,000人収容）を建設して事務の増加に対応した。昭和57年には府内の免許人口が100万人を突破し、この年、試験場にも「土日窓口」が設置された。平成6年には道路交通法の一部改正に伴い、更新時の講習受講が義務づけられた。同年6月、運転免許関係事務の一部が財団法人京都府交通安全協会に委託された。平成10年には道路交通法の一部改正により、違反者講習が導入された。平成15年には試験場の日曜更新窓口の予約制を廃止し、平成16年には更新時講習を四区分化（優良・一般・違反者・初回）して講習事務の効率化が図られた。

このように、試験場における事務、とくに免許更新に伴う事務は次々と増大してきており、これをいかに効率的に処理するかが問題となってきた。

【表3.2.1. 運転免許試験場の沿革】

年月	事項等	年月	事項等	免許保有者数
明治 33. 6	道路取締規則の制定（左側通行始まる）			
40. 2	自動車取締規則（運転手免許・車掌免許・木製又は銅板） 執行心得（速度、遵守事項、営業許可等）の制定			
大正 8. 2	自動車取締令（内務省令）、施行規則の制定 →運転免許制度の全国統一化	大正 8. 2	府庁構内に試験場開設（技能試験実施）	
9. 8	原動機取締規則の制定（婦人に運転免許受験資格付与）			
13. 7	自動車運転手試験規則の制定			
昭和 8. 8	自動車取締令の全部改正（紙製・手帳型免許証）	昭和 8.	試験場を熊野神社南側の旧一中グラウンド（現京都大学教養学部）に移転	
13. 10	自動車取締令一部改正（免許証は全国通用となる）			
16. 9	道路標識令の制定（文字板標識）	12. 11	試験場を右京区西院東貝川町（現市交通局バス車庫：京都外国語大学南側）に移転	
23. 1	道路交通取締法の施行、施行令の制定			
24. 11	道路交通取締令の一部改正（対面交通、免許2年有効）			
25. 11	京都市公安委員会が自動車運転免許試験を実施（(財)京都府交通安全協会が設立、公安委員会の指定を受けて試験場所、試験用自動車を提供）			
26. 6・7	道路運送車両法、同保安基準の制定	31. 11	試験場を伏見区竹田流池町（現京都府自動車学校）に移転	139,000
35. 12	道路交通法の制定（免許証は更新制度となる）	34. 4	交通第二課発足（防犯部交通課から分離）	267,000
39. 9	道路交通法の一部改正 ・期間前更新制度の開始 ・国際免許証の発行			500,000
41. 6	更新者に対して免許証交付日における警察署単位による安全運転講習の実施（京都府独自の施策）	42. 4	交通第二課を運転免許課に改称	590,000
44. 10	全国の運転者データ集中管理（警察庁運転者管理システム）の開始	44. 4	運転免許試験場を現在地（伏見区羽束師古川町）に整備、移転	
43. 3	道路交通法施行規則の一部改正 ・交通反則通告制度の新設			
44. 10	道路交通法施行令の一部改正 ・行政処分点数制度の運用開始			
46. 6	道路交通法の一部改正 ・更新時講習の受講が努力義務（府安協に委託）			
47. 3	運転免許試験場での集中更新時講習を開始			
47. 10	初心者マークの着用義務化			
48. 4	誕生日更新制度が導入			
48. 10	免許証のカラー写真化			
50. 7	二輪車のヘルメット着用義務施行			
57. 1	運転免許試験場において更新免許証即日交付を開始	56. 3	別館竣工（規模1,000人収容）	57.12.31
57. 4	運転免許試験場において「土・日窓口」を開始	56. 4	運転免許試験場発足（運転免許課から分離）	1,002,097
57. 10	新規（原付を除く）・併記免許証の即日交付を開始			1,002,097
61. 10	全ての道路でのシートベルト着用義務化			1,002,097
62. 4	更新時講習に高齢者学級を開始			1,002,097
63. 8	運転免許申請手続きに係るテレホンサービスを開始（5種類9回線）			1,002,097

年月	事項等	年月	事項等	免許保有者数
平成元. 11	超迅速運転免許証作成装置の運用開始			元.12.31
2. 9	取消処分者講習、初心者講習制度及び指定講習機関制度が施行	平成 2. 3	京都府自動車安全運転学校を竣工（4月1日開校）	1,238,067
3. 1	放置駐車違反取締りの強化			1,238,067
3. 9	再試験の運用を開始			1,238,067
4. 8	免許更新申請の土・日を日曜日のみで実施（予約制）			1,238,067
4. 11	原付の技能講習義務化			1,238,067
5. 5	舞鶴西警察署において国外運転免許窓口の開設	5. 10	電光表示式合格者発表装置設置	6.12.31
6. 5	道路交通法の一部を改正する法律施行 ・免許証のメリット制導入（有効期間が5年） ・外国免許初嘗の「知識確認」と「技能確認」実施 ・免許証の小型化導入（ファイリングシステム） ・更新時講習の受講義務化 ・運転免許関係事務の委託（府安協） ・更新通知事務の委託（府安協） ・指定教習所で取扱う仮運転免許事務の委託 ・免許取得時講習を指定教習所に委託	6. 3	教習所係を運転免許課から運転免許試験課に移管	1,381,100
		6. 4	本館1階に喫煙コーナー設置	1,381,100
7. 7	木津署における高齢者及び原付・小特免許の更新手続きの見直し			1,381,100
7. 10	新運転者管理システムの開発で警察庁長官賞を受賞	8. 1	定電圧無停電装置(CVCF)を設置し、コンピュータ運用環境を整備	1,381,100
8. 12	郵便物による運転免許証の住所変更届の受理	10. 3	来場者駐車場の整備拡大（旧府失業対策事務所跡地、128台分）	1,381,100
10. 1	小型運転免許証作成システムの導入による免許証の迅速作成、交付			1,381,100
				1,381,100
				1,381,100
9. 5	道路交通法の一部改正 高齢者(75歳以上)の免許更新時の高齢者講習、免許取消し(65歳)申請制度、高齢者マークの導入			1,381,100
10. 10	道路交通法の一部を改正する法律施行 ・違反者講習の導入（府安協に委託） ・高齢者講習(75歳以上)の導入（指定教習所に委託）	11. 1	コンピュータをリプレース（ACOS3500→ACOS PX7600） 本館空調設備全面改修、証明設備改修、都市ガス引込工事	11.12.31
11. 11	特定失効者（つまり失効者）に対する講習受講義務化			1,498,658
12. 7	電問管管内居住者の更新手続き選択方式の試験の実施			1,498,658
12. 11	免許証の複写機導入による免許申請者の簡便化			1,498,658
13. 4	試験場での運転免許更新申請者等の写真添付の省略 交通事故被害者（遺族）を講師とする運転免許処分者講習の定期的実施（講師：TV交通死被害者の会会員） 違反者講習の社会参加型を含む講習の拡大実施（八条口自転車整理、油小路通道路清掃、上京署夜間活動）	15. 3	運転免許証ファイリングシステムの導入	16.12.31
14. 6	運転免許試験場に經由更新窓口を設置			1,560,701
15. 5	日曜更新窓口のフリー化（予約制の廃止）	20. 3	運転免許証ファイリングシステムのリプレース	1,560,701
16. 4	更新時講習の四区分化（優良・一般・違反者・初回）			1,560,701
18. 1	補正施設における特別失効者に対する試験の実施			1,560,701
22. 1	I-C運転免許証の導入、非即日交付警察署等における更新申請書等に添付する申請用写真の不要化			1,560,701

3.2.2. 概要

試験場の施設の概要は、以下のとおりである。

【表3.2.2-1.試験場施設の概要】

庁舎の位置及び敷地面積	京都市伏見区羽東師古川町647番地 67,773㎡		
主要建物	<ul style="list-style-type: none"> 本館（鉄筋コンクリート造2階建） 昭和44年4月1日竣工 4,032㎡ 別館（鉄筋コンクリート造3階建） 昭和56年3月25日竣工 2,084.81㎡ 二輪試験待合所（鉄筋コンクリート造2階建） 昭和44年4月1日竣工 142㎡ 安全運転学校（鉄筋コンクリート造2階建） 平成2年3月竣工 1,204.52㎡ 		
試験コース	<ul style="list-style-type: none"> 技能試験コース面積 46,217㎡ コース延長距離 3,752m 直線コース最大距離 298m 		

外部監査人及び補助者は試験場に往査に赴き、現地で申請手続きの流れや各部署の配置等を監査した。新規受験時と更新申請時の手続きの流れと部署の配置は、以下のとおりである。

【図3.2.2.運転免許試験受験からIC運転免許証交付までの流れ】

運転免許試験受験からIC運転免許証交付までの流れ

H22. 8月作成

